

清國盛京省、吉林省及黑龍江省、露領薩哈連島、沿海州及黑龍州
 ●本府及所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル官廳名 明治四十三年十一月二日
 朝鮮總督府警務總監部、朝鮮總督府鐵道局、朝鮮總督府通信局、朝鮮總督府臨時土地調查局、道、
 府、郡、朝鮮總督府稅關、朝鮮總督府專賣局、朝鮮總督府印刷局、朝鮮總督府裁判所、朝鮮總督府裁
 判所檢察局、朝鮮總督府監獄、朝鮮總督府營林廠、朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府平壤鑛業所、朝鮮
 總督府勸業模範場及朝鮮總督府工業傳習所、各其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 例 規

●外國旅券規則取扱手續 明治四十三年十月十五日
 朝鮮總督府令第四十八號

警務總監部
警務部

第一條 外國旅券規則ニ依リ警務部(京城府ニ在リテハ警務)ニ於テ下付スル旅券用紙ハ朝鮮總督府ヨリ
 之ヲ配付ス
 第二條 警務部ニ於テ外國旅券規則第一條ニ依リ旅券下付ノ願出ラ受ケタルトキハ願書記載事項ノ
 事實相違ナキコトヲ認メタルモノニ限リ、雖形各號朱書ノ例ニ準シ邦文及相當譯文中ニ記入シ旅行
 地記載ノ次ニ「以下餘白」ノ文字ヲ附記シ譯文中相當ノ場所ニ横線ヲ畫シ旅券面左端ニ下付官廳名
 ヲ朱記シ之ヲ出願人ニ下付スヘシ
 第三條 移民ニ下付スル旅券ハ前條ニ規定スル手續ノ外氏名ノ上部ニ「移民」ノ二字ヲ頭書シ其ノ右
 側ニ保證人ノ本籍地及氏名又ハ移民取扱人ノ氏名若ハ會社名ヲ朱記スヘシ
 第四條 戶主ト同行スル家族、夫ト同行スル妻又ハ父若ハ母ト同行スル子ニシテ旅券ノ下付ヲ出願
 スルトキハ一通ノ願書ニ其ノ旨ヲ併記セシムルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ同行者ノ氏名、身分及年齢ヲ戶主、夫又ハ父若ハ母ノ旅券ニ併記スルコ
 トヲ得但シ夫ト同行スル妻ヲ除クノ外未成年者タル場合ニ限ル
 第五條 警務部ニ於テ旅券ヲ下付シタルトキハ第一號書式ニ依リ外國旅券下付表ヲ作ルヘシ但シ移
 民專用旅券下付表ハ別冊ト爲スヘシ

例 規 (第四號)

四七

例 規

旅券下付表ハ旅行地ノ國別ヲ以テ各別紙トシ「イロハ」順ニ依リ旅行者ノ氏名ヲ記載スヘシ
 第六條 警務部ニ於テ其ノ下付シタル旅券ノ返納ヲ受ケタルトキハ之ヲ廢棄シ第二號書式ニ依リ外國旅券返納表ヲ作ルヘシ但シ移民専用旅券返納表ハ別冊ト爲スヘシ
 第七條 書損、汚損其ノ他ノ事由ニ因リ不用ニ歸シタル旅券用紙ハ總テ券面ノ各證印ヲ抹消シ不用外國旅券用紙番號表ヲ作ルヘシ
 第八條 警務部ニ於テ其ノ下付シタル旅券ノ紛失又ハ發見ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ都度之ヲ朝鮮總督府ニ報告スヘシ
 第九條 警務部ニ於テ他官廳ノ下付シタル旅券ノ返納又ハ其ノ紛失若ハ發見ノ届出ヲ受ケタルトキハ當該下付官廳ニ該旅券ヲ送付シ又ハ届出ノ旨ヲ報告スヘシ但シ在外公館ノ下付シタル旅券ニ係ルトキハ朝鮮總督府ニ該旅券ヲ送付シ又ハ届出ノ旨ヲ報告スヘシ
 第十條 警務部ハ第二號書式ニ依リ毎月旅券用紙受拂數及其ノ月末日ニ於ケル旅券用紙現在數ノ表ヲ作ルヘシ
 第十一條 外國旅券下付表、外國旅券返納表、不用外國旅券用紙、不用外國旅券用紙番號表及外國旅券用紙受拂數及現在數表ハ毎月五日迄ニ前月分ヲ朝鮮總督府ニ送付スヘシ

附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號書式)

明治何年何月 外國旅券下付表 (何部)

旅券番號	氏 名	身 分	本籍地	所在地	年 齡	保 證 人 又 ハ 移 民 取 扱 人 ノ 氏 名 若 ハ 會 社 名	旅 行 地	旅 行 目 的	下 付 月 日
------	-----	-----	-----	-----	-----	-------------------------------------	-------	---------	---------

四八

合計何人

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(第二號書式)

明治何年何月	外國旅券返納表 (何部)								
旅券番號	名	氏	身 分	本籍地	所在地	年 齡	旅 行 地	下 付 月 日	返 納 月 日

例 規 (第四號)

四九

四 露清國境ニ關スル事項
 第六條 人事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 官吏囑託員及雇員ノ進退身分ニ關スル事項
 二 李王職職員ノ進退身分ニ關スル事項
 三 朝鮮貴族ニ關スル事項
 四 褒賞ニ關スル事項
 五 敘位及敘勳ニ關スル事項
 六 服制ニ關スル事項
 第七條 會計局ニ經理課及管轄課ヲ置ク
 經理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 出納及用度ニ關スル事項
 二 會計監査ニ關スル事項
 三 官有財産ニ關スル事項
 四 府中取締ニ關スル事項
 管轄課ニ於テハ管轄ニ關スル事務ヲ掌ル
 第八條 文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
 二 總督、政務總監ノ官印及府印ノ管守ニ關スル事項
 三 官報ニ關スル事項
 四 統計及報告ニ關スル事項

五 他部課ニ屬セザル事項
 第九條 內務部ニ庶務課、地方局及學務局ヲ置ク
 第十條 內務部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 其ノ部ニ關スル文書ノ接受及發送ニ關スル事項
 二 統計及報告材料蒐集ニ關スル事項
 三 部内他課ノ主管ニ屬セザル事項
 第十一條 地方局ニ地方課、土木課及衛生課ヲ置ク
 地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 地方行政及經濟ニ關スル事項
 二 兵事ニ關スル事項
 三 救恤及慈善事業ニ關スル事項
 四 地理、地籍及土地家屋證明ニ關スル事項
 五 公共組合ニ關スル事項
 六 宗教及享祀ニ關スル事項
 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 一 道路、河川、港灣、砂防及水利ニ關スル事項
 二 水面埋築及使用ニ關スル事項
 三 直轄土木工事及地方土木工事ノ監督ニ關スル事項
 四 土地收用ニ關スル事項
 五 上水及下水ニ關スル事項

例規

- 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 公衆衛生ニ關スル事項
- 二 醫師、藥劑師、產婆及看護婦ノ業務ニ關スル事項
- 三 病院及衛生會ニ關スル事項
- 五 痘苗ニ關スル事項
- 五 病原檢査及分析檢査其ノ他衛生試驗ニ關スル事項
- 第十二條 學務局ニ學務課及編輯課ヲ置ク
- 學務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 學校幼稚園圖書館其ノ他學制ニ關スル事項
- 二 教員ニ關スル事項
- 編輯課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 教科用圖書ノ編輯、頒布檢定及認可ニ關スル事項
- 二 民曆ニ關スル事項
- 第十三條 度支部ニ庶務課、稅關工事課、司稅局及司計局ヲ置ク
- 第十四條 度支部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 其ノ部ニ關スル文書ノ接受及發送ニ關スル事項
- 二 統計及報告材料蒐集ニ關スル事項
- 三 部内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 稅關工事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 稅關附屬工事ニ關スル事項

五四

例規 (第四號)

- 二 稅關ノ設置アル港灣ノ築造ニ關スル事項
- 第十五條 司稅局ニ稅務課及關稅課ヲ置ク
- 稅務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 國稅其ノ他稅務ニ關スル事項
- 二 財源調査ニ關スル事項
- 三 稅外諸收入ニ關スル事項
- 四 稅法違反者處分ニ關スル事項
- 五 印紙類ノ賣下交付金及誤納金ノ下渡ニ關スル事項
- 關稅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 關稅、移出入稅、噸稅、船稅及稅關諸收入ニ關スル事項
- 二 關稅警察及犯則者處分ニ關スル事項
- 三 上屋倉庫ニ關スル事項
- 四 港務及海港檢疫ニ關スル事項
- 五 船舶航路海員其ノ他海事ニ關スル事項
- 第十六條 司計局ニ豫算決算課及財務課ヲ置ク
- 豫算決算課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 會計法規ニ關スル事項
- 二 豫算決算ニ關スル事項
- 三 豫備金支出及豫算流用ニ關スル事項
- 四 科目設置ニ關スル事項

五五



- 五 主計簿登記ニ關スル事項
- 六 歳入歳出ノ報告ニ關スル事項
財務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 國債及借入金ニ關スル事項
- 二 資金運用ニ關スル事項
- 三 貨幣及兌換券ニ關スル事項
- 四 銀行其ノ他金融機關ニ關スル事項
- 五 保管物及供託物ニ關スル事項
- 六 地方財務監督ニ關スル事項
- 第十七條 農商工部ニ庶務課、殖産局及商工局ヲ置ク
- 第十八條 農商工部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 其ノ部ニ關スル文書ノ接受及發送ニ關スル事項
- 二 統計及報告材料蒐集ニ關スル事項
- 三 部内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 第十九條 殖産局ニ農務課、山林課及水産課ヲ置ク
- 農務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農業及蠶業ニ關スル事項
- 二 畜産及狩獵ニ關スル事項
- 三 國有未墾地ニ關スル事項
- 四 灌溉ニ關スル事項

- 五 勸業模範場及農林學校ニ關スル事項
- 山林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 森林山野ニ關スル事項
- 二 營林廠ニ關スル事項
- 水産課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 水産ニ關スル事項
- 二 水産組合ニ關スル事項
- 第二十條 商工局ニ鑛務課及商工課ヲ置ク
- 鑛務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 鑛業ニ關スル事項
- 二 平壤鑛業所ニ關スル事項
- 商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 商工業ニ關スル事項
- 二 度量衡ニ關スル事項
- 三 工業傳習所ニ關スル事項
- 第二十一條 司法部ニ庶務課、民事課及刑事課ヲ置ク
- 司法部庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 其ノ部ニ關スル文書ノ接受、發送及淨書ニ關スル事項
- 二 統計及報告材料蒐集ニ關スル事項
- 三 辯護士ニ關スル事項

- 四 監獄ノ設置及廢止ニ關スル事項
- 五 裁判所ノ設置廢止及管轄區域ニ關スル事項
- 六 部内他課ノ主管ニ屬セザル事項
- 民事課ニ於テハ民事及非訟事件ニ關スル事務ヲ掌ル
- 刑事課ニ於テハ刑事、檢察、監獄、恩赦及出獄人保護ニ關スル事務ヲ掌ル

●道事務分掌規程

明治四十三年十月一日
朝鮮總督府規程第三號

- 第一條 各道ニ長官官房、内務部及財務部ヲ置ク
- 第二條 長官官房ニ庶務係及會計係ヲ置ク
- 第三條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 機密ニ關スル事務
 - 二 官吏、囑託員及雇員ノ進退身分ニ關スル事項
 - 三 褒賞ニ關スル事項
 - 四 官印ノ管守ニ關スル事項
 - 五 文書ノ接受、發送、記錄、編纂及保存ニ關スル事項
 - 六 圖書ノ保管ニ關スル事項
 - 七 統計及報告ノ材料聚集ニ關スル事項
 - 八 宿直ニ關スル事項
 - 九 他係ノ主管ニ屬セザル事項
- 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國費ニ屬スル會計ニ關スル事項
- 二 地方費其ノ他特別經濟ノ會計ニ關スル事項
- 三 物品ノ出納保管ニ關スル事項
- 四 財産ノ管理ニ關スル事項
- 五 會計監査ニ關スル事項
- 六 營繕ニ關スル事項
- 七 廳中取締ニ關スル事項
- 第四條 内務部ニ地方係、勸業係及學務係ヲ置ク
- 第五條 地方係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 地方經濟並郡以下ノ行政ニ關スル事項
 - 二 兵事ニ關スル事項
 - 三 救恤及慈善事業ニ關スル事項
 - 四 地理、地籍及土地家屋證明ニ關スル事項
 - 五 公共團體及公共組合ニ關スル事項
 - 六 道路、河川、港灣、砂防及水利ニ關スル事項
 - 七 水面埋築及使用ニ關スル事項
 - 八 土地收用ニ關スル事項
 - 九 衛生行政及病院ニ關スル事項
- 勸業係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 農商工ニ關スル事項

例規

- 二 森林、水産ニ關スル事項
- 三 鑛業ニ關スル事項
- 學務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 教育學藝ニ關スル事項
 - 二 宗教及享祀ニ關スル事項
- 第六條 財務部ニ稅務係及理財係ヲ置ク
- 第七條 稅務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 國稅其ノ他地方費ノ賦課徵收ニ關スル事項
 - 二 租稅外諸收入ニ關スル事項
 - 三 驛屯土ノ管理ニ關スル事項
 - 四 稅源ノ調査ニ關スル事項
 - 五 鑑定其ノ他技術ニ關スル事項
 - 六 免許狀ノ許可狀及鑑札ノ交付ニ關スル事項
- 理財係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 銀行、手形組合及地方金融組合ノ監督ニ關スル事項
 - 二 貨幣整理ニ關スル事項
 - 三 金庫ニ關スル事項
 - 四 地方財務ニ關スル事項
- 第八條 長官官房及各部係ニ主任ヲ置キ其ノ事務ヲ擔任セシム

附則

六〇

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程 明治四十三年十一月一日
朝鮮總督府訓令第四號
第一條 警務總監部ニ庶務課、高等警察課、警務課、保安課及衛生課ヲ置ク

課ニ係ヲ置ク

- 第三條 庶務課ニ文書係、人事係及會計係ヲ置ク
- 文書係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 文書ノ收受、發送及配付ニ關スル事項
 - 二 翻譯及通譯ニ關スル事項
 - 三 應印及官印ノ管守
 - 四 文書ノ編纂及保存ニ關スル事項
 - 五 圖書ノ保管ニ關スル事項
 - 六 官報ニ關スル事項
 - 七 統計報告ノ材料聚集ニ關スル事項
 - 八 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 人事係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 職員ノ進退賞罰其ノ他身分ニ關スル事項
 - 二 職員ノ恩給扶助料及賜金ニ關スル事項
 - 三 紀律及儀式ニ關スル事項
 - 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

例規 (第四號)

六一

- 一 豫算決算及出納ニ關スル事項
 - 二 物品會計ニ關スル事項
 - 三 寄託金及保證金ニ關スル事項
 - 四 廳舎宿舍其ノ他建造物及土地ニ關スル事項
 - 五 被服及裝具ニ關スル事項
 - 六 馬匹ノ飼料ニ關スル事項
- 第二條 高等警察課ニ機密係及圖書係ヲ置ク
機密係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 査察ニ關スル事項
 - 二 集會、多乘運動及結社ニ關スル事項
 - 三 外國人ニ關スル事項
 - 四 暗號ニ關スル事項
 - 五 宗教取締ニ關スル事項
- 圖書係ニ於テハ新聞、雜誌、出版物及著作物ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四條 警務課ニ警務係、警備係、民籍係及警官練習所ヲ置ク
警務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察區劃及配置ニ關スル事項
 - 二 處務規程ニ關スル事項
 - 三 警察會議及巡閱、巡視ニ關スル事項
 - 四 巡査及巡査補ノ進退賞罰其ノ他身分ニ關スル事項

- 五 巡査及巡査補ノ服務及規律ニ關スル事項
 - 六 巡査及巡査補ノ一時金、退隱料、扶助料、療治料及弔祭料ニ關スル事項
 - 七 警備電話ニ關スル事項
 - 八 警備船ニ關スル事項
- 警備係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警備、警備及護衛ニ關スル事項
 - 二 兵器彈藥ニ關スル事項
 - 三 廳中取締ニ關スル事項
 - 四 宿直ニ關スル事項
 - 五 給仕、小使、取者及馬丁ノ身分ニ關スル事項
 - 六 民籍係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 七 戸口及民籍ニ關スル事項
 - 八 外國旅券ニ關スル事項
- 警官練習所ニ於テハ警察官ノ教養ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第五條 保安課ニ行政警察係、司法警察係及消防係ヲ置ク
行政警察係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 災害及其ノ救護ニ關スル事項
 - 二 暴徒ニ關スル事項
 - 三 諸營業取締ニ關スル事項
 - 四 交通取締ニ關スル事項

- 五 風俗取締ニ關スル事項
- 六 劇場、觀覽場、遊戯場及諸興行取締ニ關スル事項
- 七 危險物取締ニ關スル事項
- 八 電氣事業取締ニ關スル事項
- 九 汽鐘汽機及瓦斯石油機關等取締ニ關スル事項
- 十 勞働者取締ニ關スル事項
- 十一 漁場取締ニ關スル事項
- 十二 市場取締ニ關スル事項
- 十三 度量衡取締ニ關スル事項
- 十四 狩獵取締及有害鳥獸驅除ニ關スル事項
- 十五 寄附金品募集取締ニ關スル事項
- 十六 遺失物、漂流物、埋藏物ニ關スル事項
- 十七 前各號ノ外他課ノ主管ニ屬セサル行政警察ニ關スル事項
- 司法警察係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 犯罪捜索及檢舉ニ關スル事項
 - 二 前科者、浮浪者ニ關スル事項
 - 三 留置場ニ關スル事項
 - 四 刑事被告人及囚人護送ニ關スル事項
 - 五 贓物ニ關スル事項
 - 六 變死傷者ニ關スル事項

- 七 乘兒迷兒及失踪者ニ關スル事項
- 八 執達吏事務ニ關スル事項
- 消防係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 火水災及消防、水防ニ關スル事項
 - 二 消防員ニ關スル事項
- 第六條 衛生課ニ保健係及防疫係ヲ置ク
 - 保健係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 下水及下水ノ取締ニ關スル事項
 - 二 飲食物飲器器具及藥品取締ニ關スル事項
 - 三 汚物掃除ニ關スル事項
 - 四 墓地及埋火葬ニ關スル事項
 - 五 醫師、藥劑師、產婆、看護婦ノ業務取締ニ關スル事項
 - 六 藥種商、製藥者、入齒、鍼灸營業ニ關スル事項
 - 七 阿片煙ノ吸用莫兒比涅注射禁遏ニ關スル事項
 - 八 行旅病人及死亡人ニ關スル事項
 - 九 精神病者ニ關スル事項
 - 十 屠畜ニ關スル事項
 - 十一 檢査ニ關スル事項
 - 十二 以上ノ外公衆衛生ノ取締ニ關スル事項
 - 防疫係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 傳染病及地方病ニ關スル事項
 - 二 種痘ニ關スル事項
 - 三 獸畜衛生ニ關スル事項
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●朝鮮總督府及所屬官署官制公布ニ當リ處務心得方

明治四十三年十月三日
朝鮮總督府令第四十四號

朝鮮總督府及所屬官署職員一同

今同朝鮮總督府所屬官署官制公布セラレ次テ職員ノ任命アリ新政ノ機關ハ茲ニ一先ツ完備セリト謂フヘシ

抑モ朝鮮ノ今日アルハ一朝一夕ノ故ニ非ス帝國政府カ其ノ提擧ノ任ニ膺リテヨリ以來殆ト五年ノ歲月ヲ閱シ其ノ間效果ノ觀ルベキモノ尠カラザリシト雖保護制度ニ由リテハ到底施政ノ改善ヲ全フスル能ハサルヲ以テ遂ニ併合ノ實行ヲ見ルニ至レリ此ノ事タルヤ素ヨリ一ノ手段ニ屬シ終局ノ目的ニ非ス之ニ依リテ複雜ナル舊制ヲ改メテ統一ノ組織ト爲シ以テ治績ヲ擧ケムトスルノ叡慮ニ出テタルニ外ナラス

惟之ニ目下ノ急務ハ新領土ノ秩序ヲ維持シ富源ヲ開發シ新附ノ人民ヲ扶掖シテ治平ノ恩澤ニ浴セシムルニ在リ然レトモ急劇ノ變革ハ確實ナル成功ヲ望ムノ途ニ非サルノミナラス却テ人心ノ動搖ヲ來スノ虞ナシトモ殊ニ弊習ノ矯正ニヘキモノアルト同時ニ良俗ノ助長ニヘキモノ亦尠カラザルコトヲ忘ルヘカラス且夫如何ニ善美ノ施設タリトモ實際ノ事情ニ適應スルニ非サレハ以テ其ノ效ヲ收ムルニ由ラカズ故ニ常ニ世態人情ヲ審ニシ本末ヲ稽ヘ緩急ヲ量リ漸ヲ追フテ改善ノ事業ヲ進捗

●トルコニ努ムルヲ要ス

今キ帝國ノ版圖ハ海ヲ越エテ東亞ノ大陸ニ及ヒ新ニ千有餘萬ノ人口ヲ加ヘタリ朝鮮ノ改善ヲ圖ルハ即チ帝國全般ノ安寧ト東洋ノ平和トヲ庶幾スル所以ニシテ其ノ施政ノ成敗ハ延ヒテ國威ノ消長ニ影響スル所アラムトス然ルニ若舊態依然一新ノ實ヲ擧グル能ハスハ終ニ併合ノ本旨ヲ空フスルニ至リ内ハ國民ノ輿望ニ背キ外ハ列國ノ譁議ヲ招カム非常ノ時運ニ際會スル者ハ亦非常ノ覺悟ヲカルヘカラス本官ハ此ノ機ニ臨ミ當局職員ノ奮勵ヲ望ムコト殊ニ切ナラザルヲ得ス

凡ソ官吏ハ國家ノ選良ニシテ宜シク衆民ノ儀表タルヘシ其ノ地位ニ上下ノ差アリ其ノ職守亦相同シカラサルモノアリト雖忠誠國事ニ盡瘁スルノ義務ヲ負フニ至テハ則チ一ナリ而シテ施政機關ノ運用ハ上官下僚ノ一致ト各部機關ノ協同トニ俟タサルヘカラス各員宜シク規律ヲ重シテ放縱ヲ戒メ簡捷ヲ主トシテ繁文ヲ省キ秋毫ノ支吾滯滞ナキコトヲ勉ムルト共ニ清廉ノ操節ヲ持シ高潔ノ品位ヲ保持勵精其ノ任務ノ遂行ニ竭シ以テ更始ノ緒業ヲ翼贊シテ 聖明ノ宏謨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

明治四十三年十月三日
朝鮮總督 子爵寺內正毅

●巡查宿料支給スヘキ土地ノ等級ニ關スル件

明治四十三年十月一日
訓令 甲第七號

- 警務總監部
- 各區警務部
- 警務部
- 警務分署
- 水上警備所

巡查ニシテ官舎ヲ給セサル者ニ對スル宿料支給ニ關スル土地ノ等級ハ當分ノ間現在支給ノ額ヲ以テ

其等級ト定ム

●三大節參賀並ニ報告方ノ件 明治四十三年十月九日
朝鮮駐屯軍長官
各隊准士官下士憲兵上等兵其他判任官同待遇者(有位勳者ヲ除ク)新年式紀元節天長節ノ參賀ハ本部所在地ニ在テハ隊長遠隔ノ分隊ニ在テハ分隊長之ヲ受ケ分隊長ハ隊長ヘ報告シ隊長ニ於テ之ヲ取纏メ言上書ヲ直接式部職ヘ差出スヘシ
但シ本部分隊ノ所在地ニアラサルモノハ左ノ書式ニ據リ賀表ヲ認メ隊長又ハ分隊長ニ差出スヘシ書式(用紙半紙八ツ切)

謹奉賀新年(紀元節)(天長節)
官 氏 名

●憲兵ヲシテ執達吏事務ヲ取扱ハシムル件 明治四十三年十月十二日
内閣甲第百五號

憲兵隊長
警務部長
直轄警察署長
同分署長

民刑訴訟規則第九十五條及第三百二十二條第二項ニ依リ警視警部カ執行官吏トナル場合ニ同則第九十

六條ニ巡查ヲシテ代理行爲ヲ爲サシムルコトヲ得ルノ規定アリ然ルニ警備機關統一ノ結果本年七月三十日附統監府令第四十一號ヲ以テ警察署ヲ置カサル地ノ警察署ノ事務ハ憲兵分隊又ハ同分道所ニ於テ取扱フコトナレリ故ニ本執行行爲ノ如キハ警察官署ノ事務トシテ巡查ト同様ノ代理行爲ヲ爲サシムルモ差支ナキ儀ト心得ヘシ

●巡查及巡查補定員表改正ノ件 明治四十三年十月十八日
訓令甲第百八號

直轄警察(分)署
各道

本年八月訓令第八號巡查及巡查補定員表左ノ通改正ス

署道別	種別	内地	朝鮮	巡查	巡查補	計
昌德宮警察署	署	一八	二	二〇	三	二三
德壽宮分署	分署	三	四	七	元	一四
南部警察署	署	三	四	七	元	一四
銅岬分署	分署	三	四	七	元	一四
北部警察署	署	三	四	七	元	一四
東大門分署	分署	三	四	七	元	一四
水門洞分署	分署	三	四	七	元	一四
西大門分署	分署	三	四	七	元	一四
龍山警察署	署	三	四	七	元	一四

京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	江原道	咸鏡北道	咸鏡南道	平安北道	平安南道	黃海道	合計
一五七	二六	二八	二四	二六	二八	二七	二八	二九	三三	三三	三〇	二九	二七
二四七	二〇	二六	二八	二八	二八	二五	二八	二五	二五	二六	二五	二九	二七
四五	三〇	三六	三八	三八	三八	三五	三八	三五	三五	三六	三五	三九	三七

外ニ間島へ巡查補十二名ヲ配置ス

● 雇員以下俸給支給方ニ關スル件 明治四十三年十月二十一日 朝鮮總督府令第五十二號
 雇員以下俸給支給方ニ關スル件 明治二十四年三月大藏省達第八百五十八號 大藏省雇員俸給支給令ニ依リ取扱

フヘシ但シ日給ハ前月十六日ヨリ其月ノ十五日迄分テ其月ノ二十五日ヨリ末日迄ニ之ヲ支給ス其勤務日數ハ其ノ月ノ十六日ニ所管經費ノ仕拂官吏ニ報告スヘシ

- 第一條 雇員ノ月俸ハ毎月二十一日(休日ニ當ルトキハ順延トス)日給ハ前月二十六日ヨリ其ノ月二十五日マテ分テ其ノ月二十六日ヨリ末日マテニ於テ之ヲ支給スルモノトス
- 第二條 本廳外在勤者ノ日給ハ地方ノ狀況ニ依リ適宜區分支給スルコトヲ得
- 第三條 月俸者ノ俸給ハ列任官ノ支給方法ニ準據シテ支給ス
- 第四條 日給者ノ俸給ハ上層ノ日數ニ應ジテ支給ス
- 第五條 軍需ニアルモノノ戰時其ノ他ノ場合ニ於テ召集セラレタルトキハ召集ニ應ジタル翌日ヨリ解除上層ノ前日迄俸給ヲ停止ス
- 第六條 日給者上層セザルモノ左ノ場合ニ於テハ俸給ヲ支給ス
 - 一 一般又ハ特ニ大臣ノ途ニ係ル休日(休日前後上層セサルモノ)ノ之ヲ除ク及暑中休暇七日以内
 - 二 公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ
 - 三 父母ノ葬日
 - 四 忌服又ハ檢校事項ニ依リ上層スル能ハサルトキ
- 第七條 僱外國人ノ俸給ハ其ノ傭入契約書ニ據リ支給スルモノトス
- 第八條 雜給ニ屬スル儲巡視者寫字生及給仕小使馬丁及小者ノ類ハ總テ前各條ノ支給方ニ據ルモノトス但シ給仕以下ハ月給者トシテ支給方ハ日給者ノ例ニ據ル
- 第九條 作樂雇員以下ノ俸給支給方法ハ別ニ定ムル所ニ據ル

● 舊韓國勳章佩用願ノ件 明治四十三年十月二十一日 朝鮮駐劄憲兵隊司令官副官
 韓國暴徒鎮壓事件及其他ニ關シ韓廷ヨリ贈與相成候韓國勳章ヲ受領及佩用願出方ニ就テハ外國勳章

規 (第四號)

七

佩用願規則ニ準據スルモノノ處今同ノ如キハ多數ニ付相立ノ便宜ヲ計リ其筋ニ於テ内議ヲ結果今同ヲ限リ特ニ其ノ勅記勅章ノ檢閱ヲ受動者所屬ノ師團長又ハ之ト同等以上ノ官衙長官ニ委囑シ其證明書ヲ以テ勅章勅記ニ代ヘ願書ニ添付スルヲ得ルコトニ決定致候旨其筋ヨリ通牒ニ接シ候條貴隊内ニ於テ證明ヲ要スルモノハ取纏メ願出相成度及通牒候也

追テ佩用願書ハ取扱上便宜ヲ爲當部ニ於テ取纏メ賞勳局へ送附可致條御承知相成度尙願書ノ日付ハ八月二十八日トシ勅章ノ等級種類等相違ナキヤ否嚴重ニ取調ラレ候條御注意相成度申添候

●朝鮮軍隊並ニ軍人軍屬ニ對シ陸軍運輸部輸送規程其他適用ノ件
朝鮮軍隊並ニ軍人軍屬ハ日本陸軍各隊軍人軍屬ニ準シ左記諸規程ヲ適用シ爾今右手續可致ニ付御參考迄及通牒候也

左記

- 一 陸軍運輸部輸送規程
- 一 陸軍各人軍屬鐵道乘車並ニ物品輸送手續
- 一 陸軍各人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船舶乘込命令書並ニ手續

城、大邱、平壤、木浦、鏡城の五箇所に林業事務所なるものを開設し各種の樹種を播種し種苗を配付すると共に自ら模範的殖林を行ひ人民をして其の有利有望たることを覺知せしめんとを圖りつゝあり而して一面には森林法なる法律を發布し何人にも荒廢せる山地を利用し一官九民の有利なる部分林を設定し又は年期貨付法により林野を利用せしむると同時に從來火田と稱して山林を燒て畑と爲すを禁し又は出願にて山林に墓地を設くるを禁したれども人民未だ法を知らざる爲め之を遵守せざるもの多し其の惡意なき微細なるものに就ては強ち咎むるを要せざれども其の重大なるものに就ては取締あらんことを望む又官林と民有林との區別の分明ならざるが爲に往々にして官林を伐採す斯の如きも惡意あるものに就ては相當の取調ありたし又森林法には此の官民有の區別を明確ならしめんが爲に民有地にあるものは其の所有者に於て見取圖を作り三年以内に届出づべきことを規定したるに此の規定は他の規定の普及せざるに反して甚だ能く韓人の知るところとなり其の出願頻繁を極むるに至りたり然るに是に乗じて不正なる測量師を生じ見取圖にて河なる河きを實測圖ならざるへかたすと欺き山林測量の押賣をなし多額の金員を取得せんとするもの多し是等に對しては十分なる取締あらんことを望む

又政府に於ては未だ林籍調査をなさざりし爲め本春より全國を十四に區分し各區に一班的實査員を派遣し有樹地無立木地の區別官民有の區別潤葉樹林と針葉樹林の區別等の調査を爲さしめつゝあるが此の調査の爲には人を山間僻地の地にも入るゝを要する爲め從來警察の保護を受けつゝありしか續て保護あらんことを望む但此の事業は可成本年七月を以て終了せしむる計畫なり

次に鑛山に就て述べし本國に於ける大鑛山は米國人の經營せる平安北道の雲山金鑛及平壤に於て政府の直營せる無煙炭田なり其の他小なる鑛山は甚だ多く本年暴徒の鎮定と共に鑛業許可を願ふもの頻々として増加せり其の種類は多く金砂金及黒鉛等重なるものなり是等に對する許可は他の各種

講 演 (第四號) 奉天商工局長演説つゞき

の許可と異り鑛業法及砂鑛採取法なる法律の規定により出願者の身許を調査して其の實行し得るや否や不良ならざるや等に依りて許可を決するにあらざりて唯一に出願順序の先なるものに之を許可しつゝあり蓋之れ鑛業權の許可に關する通則とも稱すべきものなるか是か爲に往々にして不良なる徒輩其の間に不正なる所爲をなすことあり注意あらんことを望む出願許可の上一定期間に著手せる時は其の許可權を取消すも難是等に就き若は又既に著手せるものに就ても往々にして不正行爲の潜むことあり鑛山多き平安北道咸鏡北道に於ては特に是等の件に注意あらんことを望む抑々鑛業權は他人の所有地に於ても其の地下に此の權利の執行を許すものとす然れども全然土地の所有者に關係なく自由ならしむるは不當なるを以て土地所有者に對しては鑛業者より鑛業に依りて生ずる損害を賠償し又は使用料を出すことなし尙韓人は墓地を尊重するの風習あるはより是を五十間以上隔つるにあらざれば坑口を穿つを得ず此の以内に於て坑口を穿ち又は墓地を移轉せしめんとするものは其の費用を鑛業者に於て負擔し土地所有者の同意を得ること定めたり砂金の採收に就きては田畑の上層三尺の土壤を殘し其の下層より採取し後は原狀に復せしむることを條件として許可するものなり然るに是等の權利關係につき屢々鑛業者と土地所有者との間に或は詐欺脅迫的の事行はれ或は騷擾を來すことあり之れ土地所有者に於て頑冥なる手段を爲し不法の申立をなすに依ることあり又鑛業者に於て不正を爲すに依ること最も多し「徳大」なるものは其の名義なれども其の實抗夫の取締たる「徳大」なるものありて多くは無類の徒の集合たる多數の抗夫を取締り居る實情にして往々「惡大」とも稱すべきものありて多くは無類の徒の集合たる多數の抗夫を取締り居る實情にして土地所有者に對する迫害も或は此徳大に依りて行はるることあり宜しく諸氏の公平なる判斷を以て威權ある取締あらんことを望む又砂金其の他の鑛業に就ては其の附近に於ける豪族が殆ど暴徒止りの不良の徒を聚集し政府の許可を得ることなくして密掘するものあり此等は咸鏡道平安北道に於て

請 演

八

多く見る所なり斯の如きものに對しては法律の規定により正當の許可を得せしめ密掘を禁止し相當取締あらんことを望む

さて、最後に述べべきものは水産業なり漁業に關する日韓の關係は最も古く往昔より事業上漁業關係を有せしか明治十六年に至り始めて是に關する協約を爲し其の後數次の協定を経て今日に及びたり現時日本の通漁業者一萬七千人に達し明治四十一年漁業法を定むると同時に日韓兩國の間に日韓漁業協約を締結し日本人は漁業に關し韓人と同様の權利を有すると同時に韓國の法規に支配せらるゝものとなしたり漁業に關し法律上三種の別あり届出漁業、許可漁業、免許漁業即ち是なり届出漁業は釣投網其他簡易なる漁業にして單に韓人は府尹郡守に日本人は理事官に届出をなして漁業することを得許可漁業は曳網及潜水器を使用する漁業等届出漁業よりは少しく重大なる漁業にして農商工部大臣又は其委任を受けたる觀察使理事官の許可を得て行ふものなり免許漁業とは一定の水面を限定の漁具を設置し若は水産の養殖を爲す等最も重大の關係ある漁業にして農商工部大臣の免許を得て始めて行ふものなり而して從來漁業に關しては多く日韓人の衝突を生ぜし是れ韓人は主として沿岸漁業を行ふに反し日本人は主として沖合漁業を行ひ又漁具漁法等彼此相異り韓人は明太魚を賞味するに反し日本人は鯛を賞味するが如く魚類其物も亦た或は異なるを以て日本人移住に就ては實際上最も良好に進捗するものたるを疑はず向後免許漁業の決定と共に移住者増加すべきを以て此點を留意し彼我の便益の爲め注意せられんことを望む

日本人は其の漁業上の利益を圖らん爲め朝鮮海水産組合なるものを組織し本部を釜山に置き支部を沿岸理事廳所在地に出張所を重なる漁業根據地に置き漁業に關する紛争の仲裁、願書々式の教示取次及病者の救助等の事を行ひたるが今回此の事業を擴張し日韓人に汎く利益を享有せしめむ目的を以て統監府より二萬五千圓、韓國政府より一萬五千圓を補助しつゝあり當局將來の方針に於ては

請 演 (第四號) 農商工部局長演説のつゞき

九

日本よりの通漁者よりも韓国に移住して漁業を営むものを奨励せしめ成る可く斯の如きものに便宜を興ふる考なり諸君は水産組合員役々氣息を相通し日韓人間和衷協同以て福利の増進を得せしむる様注意あらんことを望む

最後に陳述し置きたきは鎮南浦より鴨綠江口に至る兩海岸には石魚、鰈を多く産するが從來多年支那の密漁者來り常に之を漁獲す由りて我が政府は清國に對して此の清國人漁業を公許すると同時に滿洲沿岸に於ける日韓人の漁業を公許し利益の交換を爲さんことを交渉したるに清國政府は是を拒絶したるに依り將來此の地に於ける清國の密漁業者の入漁をも嚴確に取締らざるを得ず斯くて此の區域は拓殖會社に漁業權を免許したるに依り該地に關係ある諸君は清人に對し其の權利を保護し且本年の經驗によれば無類の日本人も會社の漁權を犯すの行爲ありたるに於り將來注意し相當の措置を執らんことを希望す

以上は於て凡そ諸氏の參考となるべきことを説述し了れり之を要するに森林法度量衡法未墾地利用法砂礫採取法漁業法に夫れが制裁の規定あり是等は司法警察の上にて於て當然諸君の權限に屬し之が措置手加減に就ては警務總監部より指示さるべきを以て敢て嘴を容るゝに非ざるも元來此等の法律は韓國人の風習に對する一大變革あるを以て不知不識の間に法に觸るゝものなきを保し難し農工商部の希望は斯の如きものに對して必ずしも苛酷なる檢舉を欲するに非らずして之を再三訓誨し尙ほ之を犯すときは斷然たる處置を執らるゝを望むものなり法規以外の事項に關しても産業獎勵に關しては行政警察の一部として事を諸君の援護を乞はざる可らざる事多し畢竟韓國民及日本人の相互の利益たらんことに深く留意し遠大なる著眼を以て判斷處理せられんことを希望して止まざるなり

(完)

十萬圓の中百四十六萬圓は政府の所有たり故に殆んど資金の大半は政府の補助と云ふべきなり而も尙全然政府のものとして地方に資金を募集する所以のもの他なし畢竟各地に株主を置き多分に拘はらず地方に銀行の利害を齊しめしめ以て銀行の信用をして重からしめんとするにあり故に支配人は政府に於て専任し且一萬圓以上の貸出には中央政府の許可を要することゝす此の如き状態にある銀行なるを以て私立銀行と同視することなく其銀行員の業務に就ても適當の監督あらんことを乞ふ

其三、韓國銀行

農工銀行の上の金融機關は韓國銀行なり此銀行は日本の日本銀行に似れども是と同一ならずして範圍廣し日本銀行は日本の監督銀行なれども韓國銀行は更に地方に直接なる營業をなし併て韓國金融機關の中樞として全國經濟界の調和を計るものなり

以上金融機關の監督は財務機關を之と併立せしめて之をなさしむ即ち韓國銀行は度支部自ら之を監督し同部の下に主として日本入を以て編成する財務監督局に於て各地の農工銀行を監督せしむ又其の下に地方二百三十四箇所を置き財務執行機關として地方金融組合を監督せしむるなり

其四、普通銀行

以上政府經營の金融機關の外は日本側普通銀行、周防銀行、第一銀行、第十八銀行、第三百三十銀行あり又之に附隨して貨物保管並に金融便利を計る目的を以て政府より保證金を交附し設立せしめたる漢城共同倉庫會社なるものあり南大門外仁川、江景、平澤に倉庫千二百餘坪を有す是れ曩に明治三十七、八年の頃貨物滞積して困却せし際所詮將來必要のものたるべきを以て政府補助の下に設立せしめたるものなり此の外政府の設立に係る各地の倉庫十三道を通じ千六百餘坪を有し之を銀行に貸與して金融機關の補助機關とす即ち主として米穀を預りて其證券を興へ所有者之を銀行に携へて

七

貸出を受けるの便を計るものとす
次に韓國側私立銀行は天、漢城、韓の三銀行にして天、漢城の兩銀行は曩に破産すへかりし際
政府の金融資本の一部を割き無利子貸附をなし以て之を維持せしめ再來政府の特別監督の下に其業
務を營みつゝあり

其五、手形組合

金融機關として銀行の外に手形組合なるものあり由來韓國の手形は「於音」を稱して色紙形紙片の中
央に金何萬圓と金額を大書し其の左に何々町某と云ふ如く發行者の簡單なる住所と商號の如きも
のを記し之を中央より二つに打切り一方を他人に渡し是を手形となすなり之には手形の必要條件た
る仕拂期日、仕拂場所等の記載なく又支拂に對する處置等の規定もなく發行者の責任不明なり之か
爲め自然に濫發の有様となりたるは止むを得ざる所なりとす京城に於ては信用あるもの五六人通謀
して自己發行の於音の仕拂請求を受けたる際共通者他の一名の於音を以て之を支拂ひ其の於音を更
に其の發行者に請求すれば其のものは又他の通謀者の二人の於音を以て仕拂ふ即ち於音の循環にて
確保せられたる現金仕拂者定まらざる爲め通謀者何れも信用を有する時に於ては敢て不都合を來さ
ずと雖も一旦其の一名に破産者を生ぜば影響全員に及び救済し難き窮狀を來すの虞ありて且是の如
き事實は往々見る所のものなり茲に於て明治三十八年九月手形組合條例を定め先づ京城に組合を設
立し政府より十五萬圓の基本金を與へ之を銀行に預けしめ組合員の發行したる手形は組合にて之を
保證し若し仕拂不能者生ずる時は其の基金を以て之を仕拂ふこととなしたり
此の組織の爲に此の組合の手形は厚き信用を得百圓に付僅に七八厘の保證料を支拂ひて手形は安全
に流通し各銀行は殊に低歩に之を割引をなす由で水原、平壤、鎮浦南、大邱、全州、晉州、光州の
各地に進んで之を設立し今日に於て基金三萬三千圓積立五萬五千圓保證現在金額八十萬圓の多

きに達せり此の組合組織の爲めに商人の便利を得ること多きを知るべきなり而して此の業務に従事す
る日本人は官吏にあらざれども官吏と同一の責任を有することとなり居るものとす以上金融機關の
大要を説述せり

第五、租稅事務

次は租稅の事務なるか之に關しては印刷物を配付しあるに依り詳細は就て見らるへく茲に概要を述
べん

其一、地 稅

韓國の租稅中重なるものは地稅にして全租稅の五割以上を上り約六百五十萬圓を算す之に次ぐを關
稅とし三百二十萬圓を算す次は戶稅六十五萬圓其の他は少額なる種々の租稅なり地稅を定むる基準
を結と稱す一等より六等に分たる一定の收穫を得べき土地の面積なり其の等別は地味豊饒にして小
面積にて一結をなすものを上等結とす此の結の外に又稅率あり之を結價と稱す素と二三に分ら
しむるは十三に分つ最上なるもの八圓にして最下は二十錢なり此の結價に依りて地稅を徵收の標準
には曩に述べし結の等級は計算上何等關係を有せず結價による名を以て八圓結、七圓結と稱し之に
依りて地稅を算定するものとす韓國に於ける結の總數今より二百五十年前には百四十餘萬結を存せ
しと傳はるも明治三十八年頃に於ては僅かに九十餘萬結に減したり是れ地稅の徵收を郡守に請負は
しめたるが爲に郡守は種々の口實の下に土地の崩壞、土砂の流出等を理由とし其の結數を減少して
地稅の減額を計り之を以て管内人民に對して德望を博し又自己の利得たらしめんことを圖りたるか
爲なり此の故に同一の土地に於ても勢力家の所有に係るものは下級なる結を定めたる情況なりしな
り而も之等は何等精確に記載したる帳簿を存せず甚だ不明瞭のものなり依て之を整理を要すること
勿論なりと雖も一時に多くの結を増加せしむるは疲弊せる人民を更に疲弊せしむるの恐あるにより

其の害なきものを整理して今日百餘萬結となしたり
 扱て地稅徵稅の方法は由來韓國に於て特殊の方法あり韓國に於ける郡の下の行政區劃とも見るべき
 もの即ち我が日本に於ける村に相當すべきものを面と稱す面に面長あり面を以て租稅徵收の單位と
 なし面長に對し其の面内の徵稅額を言渡し面長は其の所持する帳簿に依り言渡されたる徵稅額を適
 當に面内各戸に配當し是を徵收して上納を爲す此の方法たる甚だ不完全なるものにして面長の不正
 徵收を爲さしむべき餘地を與ふるものなれども因襲の久し今直ちに之を根本的の改正を加へんこと
 は却つて納稅者の疑惑を生ずる原因たるべきを以て今日に於ても尙依然として此の不確實なる方法
 を踏襲せらるる此の方法に對し反對の意見を有するものありと雖も日本政府が韓國に關係して以來
 積々政治的變更ありしに拘はらず徵稅に何等の不都合を來さざりし原因は一に此の舊習を持續せし
 か爲なるべきを信ずるは此の方法に依りて徵稅し面長の不正は唯是を監督するを以て主義となすな
 り但し租稅を賦課すること、是を徵稅すること、を同一の人行はしむるは良策にあらざるを以て
 現金收入官吏とも云ふべき公債領收員も一名を成るべく各面に置くことなせり唯小き面に
 於ては已むを得ず面長に是を兼ねしめたる所なきにあらざる如く面長をして徵稅を爲さしむるか
 故に其の報酬として面長には地稅の百分の二を與ふることにせり然れども面長の要する費用は此の
 百分の二のみを以て足れりと爲さず面長は自ら國稅の外に面費を徵收す

其二、面費に關する事項

面は行政上の公法人にあらず且面費徵收の法規なきが故に此の面費の徵收は法理上甚だ不當なるも
 のなれども現在に於て已むを得ざる所なりとす面が公の行政區劃にあらざるも事實に於て行政區劃
 たるの働きを爲し政府も之に依りて租稅の徵收を爲す以上は面の存在を認めざるべからず已に其の
 存立を認めれば其面に於ける費用を要す又其の事務を執るべき面長を要す然るに若し面長に面費の

徵收を許さざれば事實に於て租稅徵收額の百分の二は其費用に不足するを以て何人も面長となるを
 拒むに至るべきなり面長の自ら徵收する費目三種あり一を「考卜償」と云ひ國稅徵收に要する帳簿の
 整理費なり韓國に於ては我が日本に於ける如き登記の制度なきを以て徵收の基礎たる臺帳なし又
 政府より直接に行ふ土地異動調査の機關なきが故に面長は一年に一回此の調査を行ふ即ち其の帳簿
 を整理し是を政府に提出して認可を受けしに依りて面に負擔の地稅を配當す即ち此の調査に要する
 費用を「考卜償」と稱し一結に對し上等結には少なく下等結には多く普通三十錢より六十錢位を徵收
 す下等なる結の高きは其の地面廣さか故なり次に第二の面費は面長の旅費日當等に充つるものにし
 て政府の給する租稅徵收額の百分の二を以て足らざることを徵收す第三の面費は面長の交際費と
 も稱すべきものにして軍隊歡迎の爲にする費用の如き又此の中に包含す是等三種の費目は精確なる
 規定なくして是を徵するが故に甚だ不正當なる如きも此の徵收は強制徵收にあらずして人民の同意
 に依るものなるが故に政府之を默許し唯徵稅の際に於て認可を受けしむるか如きことなし監督す
 ることしせは適當なりと信するなり

其三、戸稅

次に戸稅の事に就て述へんに戸稅は素と韓國の地方に於て軍役に出征するものありたる時其留守中其
 者の土地を近隣の者が集り來りて耕作し與ふる事となし若し耕作の爲に出づるを得ざる者あらば其
 の者は是に代ふるに金を以てしたるか起因にして其後軍役に出ざるものは何人も皆一月三十錢の割
 合を以て出金することとなり是を戸稅又は戸布錢と稱す此の如く一月凡て三十錢と云ふことは貧富
 の別を問はずして不權衡の嫌あれども其の實は各面に對し其の戸數に依る總額を負擔せしめ面長は
 其の總額を面内各戸に就き其の貧富に應じて差額を設けて配當し徵收するか故に實際は適當に徵收
 せられつゝありたるなり

其四、新 税

然るに此の戸税なるものは地方に於てのみ行はれ都市に於ては徴收せざりき蓋し政府は此の税に就き無税の地を残り置きて不時の用ある時此の地より徴收を爲す方針を執りたればなりされども此の方針は甚だ不備なるか故に昨年改め各戸其の家の大小に應じて納税することと定めたり勿論家の大小と云ふも甚だ粗大なる區分にして葦屋、瓦屋、煉瓦造と云ふ如き分類により大なる家屋に賦課する税は高くして年三十錢より八圓迄に及ぶこととなり、

次に酒を製造する者に對する租税を徴收す此の徴税率の分類も甚だ粗大なるものにして酒の種類又造石數に依りて税額を異にする之れ亦將來漸次精密なる方法に移さんとすれども現在に於ては耕作の煙草の租税を徴收す煙草の税は製品に對して徴收するを正當なりとすれども現在に於ては耕作の煙草より徴收す九百株以下は年五十錢其の以上は年二圓とし又卸賣小賣等に就ても課税を爲せり是等新に課したる消費税及家屋税を新税と稱し韓國に於ては風評餘り宜しからず然れども將來に於ける方針は直接税よりも此の消費税に重きを置かんとす何となれば消費税は間接税なるか故に人民に直接納税の觀念を興へずして且多額の歳入を得るの利あるを以てなり唯今日この所は間接税なるものを人民に教へ他日に於ける税源の基礎を作りしに過ぎざるなり

其五、人參及紅參專賣

次に人參より得る收入あり即ち紅參の政府の專賣事業と人參税となり韓國に於ける人參は其の華客を清國となし古來頗る有名なるものなり人參の製品に白參と紅參の二種あり白參は水參を其儘乾燥せしめたるものにして紅參は一度蒸沸して後乾燥せしめたるものなり當國に於ては古より白參の製造は自由之を許し紅參の製造は皇室の特權となし毎年三十萬圓の實費を以て百六十萬圓の賣上を得必要な財源となりたりしが曩に害虫の買所となり以前六萬斤を得じもの僅に二千斤を得る

の少なきに至れり若し此の勢を以て進むときは近き將來に於て其の財源を根絶せしむるか如き景況に陥れり而も又一面滿洲に於ても是に以たる人參を産じ米國に於ても之を耕作し頻に清國に輸入するに至れるの今日彼等優秀なる性質を有する此の韓國人參を根絶せしめんことは甚だ遺憾なるを以て各所に人を派して充分なる調査を爲さしめ既に害虫驅除の有効なる方法も分明し販路も決定し將來の見込甚だ有望なるを以て其特産地たる開城附近の地域を限りて特別耕作區域と定め此の區域内に生ずるものは一切政府に收納し紅參の製造は政府獨占し尙ほ之か輸出及販賣をも禁することとし其他の地域に於ては人參税を徴收することとせり右特別耕作區域に於ては從來請願調査を置き監視を嚴重にする狀況なるを以て注意あらん事を望む

第八、地方委員會

以上韓國財政の概要を説明し終りたるか尙茲に説述し置かんとするものは地方委員會なり本會は全土に五十餘箇所を存し一郡より一人若は二人を選出して之を以て會員となし主として財務に關し官吏意志の疏通を計り又法規の周知を期せしめんとしたるものとす中央政府如何なる仁政を施すも人民をして之を知らしむるを得ざるは新に發する法規の疑惑を解くに由なく政府は曩に此の目的の爲に揭示場を各所に設けたりしと雖も到底十分に其の目的を達することを得ず故に此の委員會を組織し吾人直接に地方委員に對して法規を示し其の理由を説明し以て政府の意のあるところを了解せしめ委員より更に面長に達し面長より總ての人民に周知せしむることを圖りたるものとす此の委員會の召集に際しては委員に通知するのみならず憲兵隊及警察にも通知しつゝあり此の會は財務を主とすと雖も又あらゆる事項に關し官民意志の疏通を計らん爲め利用を望むものなれば諸氏又能く適當に利用あらんことを望む

又此委員會の外に面長の協議會を行ふ法律上の規定にあらざると雖も委員會よりも集會簡易にして下

達速かなるを以て却つて効果多き場合からす故に屢々之を行ふを要することあり又更に進んでは
人民の集合する市場に於て大道演説を試むるか如き事をも爲せり
以上財務に関する大要の講演を終る不日財務に関する簡單なる記述を印刷配付せんと思料す其の際
更に一讀あらんことを乞ふ

(完)

100

REEL No. 1-0465

0542

朝鮮駐劄憲兵隊並朝鮮總督府警察官署職員表

明治四十三年十月二十日開

Table listing military and police personnel across various provinces (忠清道, 畿京道, 江原道, 慶尙道, 南道, 咸鏡道, 北道). Columns include rank (e.g., 憲兵, 警務), name, and department (e.g., 憲兵隊, 警務部).

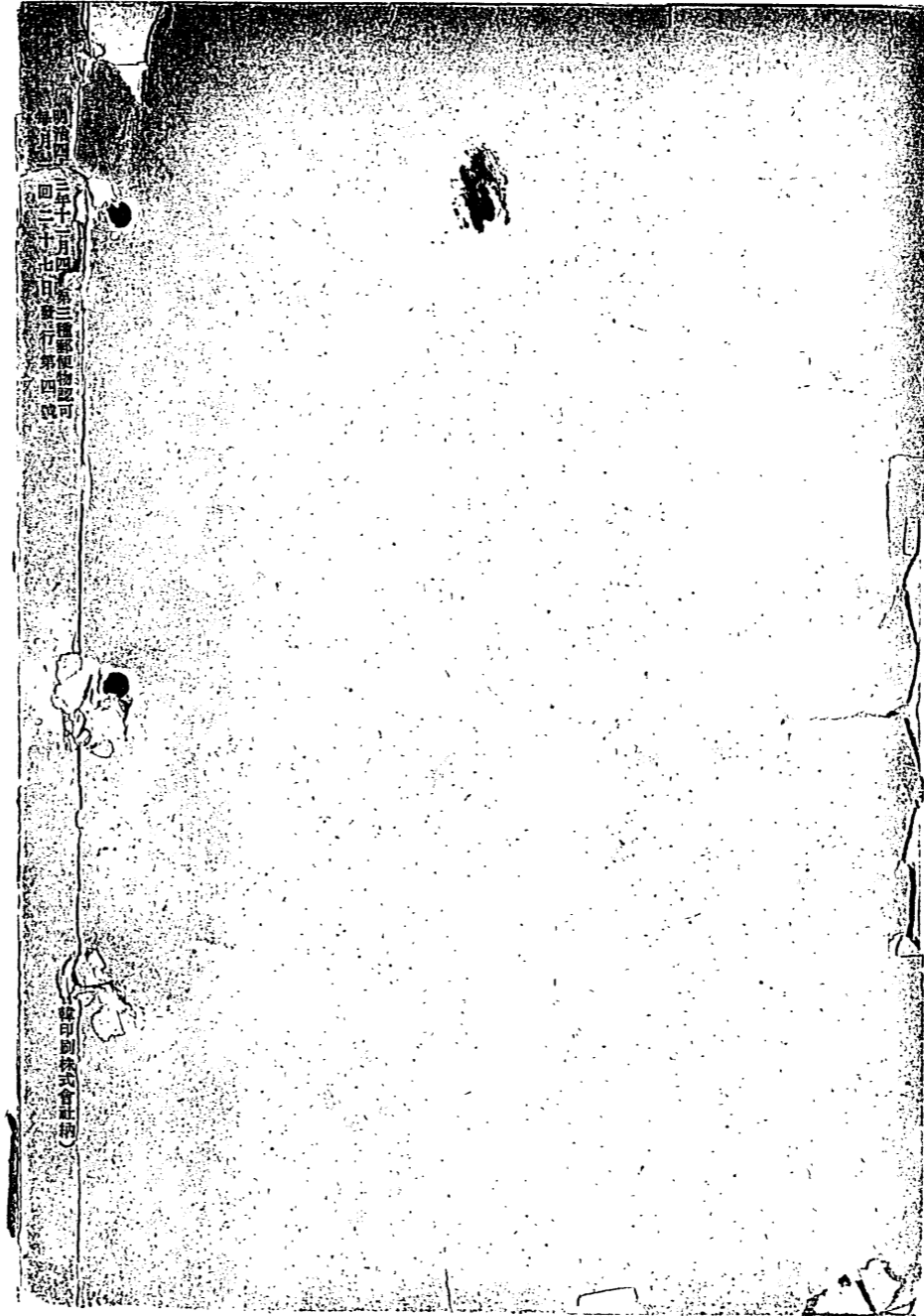
明治四十三年十月二十四日印刷
明治四十三年十月二十七日發行

朝鮮總督府警務總監部

定價四拾錢

REEL No. 1-0465

0545



REEL No. 1-0465

0546